

# 札幌市水道局工事等総合評価落札方式試行要綱

平成 19 年 5 月 10 日管理者決裁  
平成 20 年 5 月 9 日一部改正  
平成 21 年 3 月 19 日一部改正  
平成 21 年 5 月 26 日一部改正  
平成 22 年 4 月 22 日一部改正  
平成 22 年 8 月 10 日一部改正  
平成 23 年 3 月 11 日一部改正  
平成 23 年 4 月 22 日一部改正  
平成 25 年 4 月 4 日一部改正  
平成 26 年 2 月 12 日一部改正  
平成 27 年 3 月 12 日一部改正  
平成 27 年 3 月 19 日一部改正  
平成 27 年 8 月 14 日一部改正  
平成 28 年 2 月 4 日一部改正  
平成 28 年 3 月 31 日一部改正  
平成 29 年 2 月 8 日一部改正  
平成 29 年 4 月 3 日一部改正  
平成 30 年 2 月 15 日一部改正  
平成 30 年 3 月 26 日一部改正  
平成 31 年 3 月 20 日一部改正  
令和 2 年 3 月 18 日一部改正  
令和 3 年 3 月 18 日一部改正

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、札幌市水道局が発注する工事及び測量業務（以下「工事等」という。）のうち、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成 17 年 4 月 6 日管理者決裁。以下「一般競争要綱」という。）に基づく一般競争入札において、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）により、契約の相手方を決定する場合の手續に関して、必要な事項を定めるものとする。

## (対象工事等)

第 2 条 総合評価落札方式により入札を行う工事等は、一般競争入札の対象となる工事等のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 各工種の最上位等級の工事のうち、入札者の施工計画、施工能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) 各工種の最上位等級の工事のうち、入札者の施工能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (3) 各工種の工事のうち、入札者の施工能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価すること

が妥当と認められる工事

- (4) 各工種の工事のうち、主として入札者の人材育成等の取組と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (5) 各工種の工事のうち、主として入札者の地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (6) 測量業務のうち、入札者の履行能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる業務
- (7) その他必要と認める工事等

(総合評価の方法)

第3条 総合評価落札方式の型式は次のとおりとする。

- (1) 計画審査型 前条第1号の工事に該当する場合
  - (2) 実績評価Ⅰ型 前条第2号の工事に該当する場合
  - (3) 実績評価Ⅱ型及び一括審査Ⅰ型 前条第3号の工事に該当する場合
  - (4) 人材育成型 前条第4号の工事に該当する場合
  - (5) 地域貢献Ⅰ型、地域貢献Ⅱ型及び一括審査Ⅱ型 前条第5号の工事に該当する場合
  - (6) 測量業務型及び一括審査測量業務型 前条第6号の委託業務に該当する場合
- 2 総合評価落札方式で定める評価の方法については、次の各号に掲げる型式に応じて、当該各号に定める「落札者決定基準」によるものとする。

- (1) 前項第1号から第5号に定める型式 別記1-1
- (2) 前項第6号に定める型式 別記1-2

3 札幌市水道局工事等一般競争入札参加資格審査委員会設置要綱(平成21年5月26日管理者決裁)に基づき設置する札幌市水道局工事等一般競争入札参加資格審査委員会(以下「審査委員会」という。)において必要と認める場合は、前項各号の規定にかかわらず、適用する総合評価落札方式の型式を選定することができる。

(入札手続)

第4条 総合評価落札方式により入札を行うときは、この要綱により実施するものとし、この要綱に定めのない事項については、一般競争要綱に基づく一般競争入札の取扱いによるものとする。

(公開する事項)

第5条 総合評価落札方式により入札を行うときは、あらかじめ一般競争要綱第4条に規定する事項に加えて、次の各号に掲げる事項を公開しなければならない。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 技術評価点に関する評価項目及びその配点に関すること。
- (3) 落札者の決定方法
- (4) 総合評価に関する審査結果が公開されること。
- (5) 技術評価点について疑義の照会ができること。

(入札説明書)

第6条 総合評価落札方式による一般競争入札に参加しようとする者(以下「申請者」という。)に対しては、別記2「標準入札説明書例」により作成した入札説明書を交付するものとする。

(評価基準の決定)

第7条 第5条の規定により公開する事項のうち、総合評価の評価基準に関する事項の決定については、総務部長が、あらかじめ2名以上の学識経験を有する者の意見を様式1-1により聴取し、その結果を審査委員会に提出し、審査委員会の議を経て行うものとする。

2 総合評価の評価基準に関する事項を定める場合には、技術審査会設置要領（平成6年5月30日管理部長決裁）に規定する技術審査会（以下「技術審査会」という。）を活用するものとする。

（入札の参加申請）

第8条 申請者は、一般競争要綱第9条各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を管理者が指定する日までに提出しなければならない。ただし、第3条第1項第2号から第6号に定める型式においては、第5号の書類のみを提出するものとする。

- (1) 施工計画に係る技術的所見（様式2）
- (2) 工程表（様式3）（評価項目で指定された場合のみ提出）
- (3) 品質の確認及び管理に係る技術的所見（様式4）（評価項目で指定された場合のみ提出）
- (4) 施工上配慮すべき点に係る技術的所見（様式5）（評価項目で指定された場合のみ提出）
- (5) 技術評価申告事項（様式6）

2 前項に規定する書類は、別記4-1に定める審査方式（以下、「簡易確認方式」という。）を適用する工事等については、審査対象者のみが提出するものとする。

第9条 技術評価点については、必要な審査等に技術審査会を活用し、審査委員会がこれを決定する。

ただし、札幌市水道局工事等低入札価格調査要綱（平成15年2月19日管理者決裁）第9条の2の規定により失格とした者については、技術評価点を算出しないものとする。

2 簡易確認方式において審査対象者とならなかった申請者については、当該申請者が自ら申告した得点に基づき技術評価点を決定する

第10条 総合評価落札方式による入札の執行は、次の各号の規定によるものとする。

(1) 次の要件を全て満たす者のうち、総合評価点の最も高い者を落札予定者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

イ 入札説明書に示す、技術評価に関する資料を全て提出していること。

ウ 総合評価点が、標準点（100点）を予定価格で除した後、10,000,000を乗じて得た数値を下回らないこと。

エ 簡易確認方式においては、審査対象者となった者であること。

(2) 総合評価点の最も高い者が複数いる場合には、くじにより落札予定者を決定する。

（落札者の決定）

第11条 落札者の決定は、次の各号の規定によるものとする。

(1) 第7条第1項に定める学識経験を有する者の意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験を有する者の意見を聴く必要があるとされたときは、入札執行後、総務部長は、落札予定者を当該入札の落札者と決定することについて、2名以上の学識経験を有する者の意見を、様式7-1により聴取するものとする。

(2) 前号の場合、落札者の決定は、前号の聴取結果に基づき総務部長が行うものとする。

(3) 前2号に該当しない場合、総務部長は、第10条の規定による落札予定者をもって落札者と決定するものとする。

(4) 落札者の決定を行った場合は、当該落札者に対し、様式8により落札決定の通知を行うものとする。

(入札結果の公表)

第 12 条 前条により落札者が決定した場合は、様式 7-2 により公表を行うものとする。

- 2 入札参加者は、公表された自らの技術評価点に疑義がある場合は、落札結果通知日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を含める条例（平成 2 年条例第 23 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、管理者に対し、自らの評価点について様式 9 により疑義の照会ができるものとする。
- 3 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、管理者に対し、非落札理由について様式 13 により説明を求めることができる。
- 4 2 項又は 3 項の照会があった場合、審査委員会にて審議を行い、2 項の照会にあつては様式 10 により、3 項の照会にあつては様式 14 により回答するものとする。また、照会に対する回答にあつては、技術審査会を活用するものとする。
- 5 簡易確認方式においては、審査対象者以外の者の技術評価点について、申請者が自ら申告した得点に基づき算出した点数である旨を付記するものとする。

(しゅん功時の調査)

第 13 条 本工事が別表に定める評価項目について加算点を得た工事である場合、財政局工事管理室長は、当該工事について別表に定めるしゅん功時の調査を行うものとする。

(悪質な行為に対する措置)

第 14 条 入札参加の申請書類に関して、提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、契約の解除あるいは札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 5 月 8 日管理者決裁）に基づく参加停止等の措置を行うことができる。

(秘密の保持)

第 15 条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき申請者から提出された資料等は、原則として公表しないものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 5 月 10 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 19 年 5 月 10 日以後に告示される工事等から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 9 日以後に告示される工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日以後に告示される工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 26 日以後に一般競争入札参加資格審査委員会に付議される工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 23 日以後に一般競争入札参加資格審査委員会に付議される工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 25 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 4 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 21 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 21 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 5 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 17 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 7 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 16 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日以後に告示する工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 22 日以後に告示を行う工事等から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日以後に告示を行う工事等から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日以後に告示を行う工事等から適用する。